

【ケース1】 居宅介護支援事業所ケアマネジャーよりご相談
夫婦で施設入居を考えているが、**任意後見人は身元保証人にはなれない**ので困っている。

自立のご主人と軽度認知症の奥様。
ご主人が司法書士と任意後見契約済み。
今回の施設入居検討にあたり、**連帯保証はできない**ので、
身元保証人を別途探すよう司法書士から言われた。



ご本人情報

[年齢] 夫 87歳 妻 90歳

[認定] 夫 自立
妻 要介護4 軽度認知症あり

[病歴] 妻 胃がん 大腸ポリープ切除

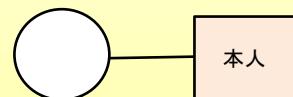
[ADL] 自立

[経済状況] 年金

[本人の意向]

- ・施設入居のため、身元保証人をお願いしたい
- ・入居に伴う引越しの手配や、不用品の廃棄をお願いしたい

ご家族の状況



- ・子供なし
- ・夫の兄弟は健在だが高齢のため頼めない
- ・持家あり(戸建)

必要とされている支援

施設入所の際の
身元保証

ご自宅の家財処分

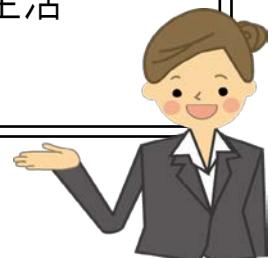
医療同意

※遺言書、不動産売却、死後事務委任については、
任意後見契約した司法書士が行なう

支援内容と動き

1. 担当ケアマネジャーに同席をいた頂き、ご自宅へ訪問し、ヒアリングを行なった。
2. 後見人の先生の役割と、終活コンシェルジュが担う身元保証人の役割をご説明。ご納得頂いたうえで、ご夫婦共に身元保証契約を締結。
3. ご入居に必要な物品購入や、ご入居先への家財搬入を行う。また、ご自宅に残った不要品廃棄の手配を行なった。
4. ご入居後、施設看護師立会いのもと、終末期医療に関する事前指示書(リビングウィル)を作成。内容は施設医と共に共有。
5. 毎月の定期訪問を実施。現在もご支援継続中。

後見人にはできない「連帯保証」「医療同意」、ご入居に伴う生活支援を終活コンシェルジュがサポートしています



支援のポイント

- ◎将来スタートする「後見人の役割」と、終活コンシェルジュによる「身元保証人の役割」をご利用者様にも丁寧にご説明



- ◎月1回の定期訪問による安否確認